

平成 17 年国勢調査による大阪市の昼間人口

平成 17 年 10 月 1 日現在で実施された平成 17 年国勢調査の従業地・通学地集計結果の大阪市概要分を紹介する。従業地・通学地集計は、昭和 35 年に開始され今回で 10 回目である。

平成 17 年国勢調査による本市の人口は 262 万 8811 人である。これは同日の午前 0 時現在における市内に常住する人口を調査したものであり、その調査場所が常住地ということから「常住人口」、あるいは調査時点が午前 0 時であることから「夜間人口」と呼ばれている。

これに対し、従業・通学時を基準とした人口を常住人口と区別して「従業地・通学地による人口」あるいは通常、従業・通学が昼間に行われることから「昼間人口」と呼ばれている。

この昼間人口は、当該地域における常住人口から、従業・通学のために他の地域へ流出する人口を差し引き、その人口に従業・通学のために当該地域へ流入してくる人口を加えて算出された人口であり、買物客など非定常な移動については考慮していない。

利用上の注意

《用語説明》

常住人口…調査時に該当調査地域に常住している人をいう。

ただし、昭和 55 年以降の昼間人口算出の基礎となる常住人口は、確定した常住人口から年齢不詳人口を除いた人口である。

昼間人口…昼間人口は、次のように計算された人口である。

昼間人口 = 常住人口 (年齢不詳を除く) + 流入人口 - 流出人口

昼夜間人口比率…常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合で、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示す。算出方法は次のとおりである。

昼夜間人口比率 = 昼間人口 / 常住人口
(年齢不詳を除く) × 100

流動人口…大阪市(区)と他市(区)町村との流入・流出人口を総称して流動人口という。

(1) 流入人口

① 大阪市(区)外に常住する 15 歳以上就業者のうち、従業地が大阪市(区)内にある就業者

② 大阪市(区)外に常住する 15 歳以上通学者のうち、通学地が大阪市(区)内にある通学者

(2) 流出人口

① 大阪市(区)内に常住する 15 歳以上就業者のうち、従業地が大阪市(区)外にある就業者

② 大阪市(区)内に常住する 15 歳以上通学者のうち、通学地が大阪市(区)外にある通学者

就業者…調査期間中(平成 17 年 9 月 24 日～30 日の 1 週間)に賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む)になる仕事を少しでもした人及び次のいずれかに該当する人をいう。

(1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合。

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても収入になる仕事をしたこととして、就業者に含める。

通学者…調査期間中、学校に通っていた人をいう。学校には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校も含まれる。

また、学校の在学者であっても、調査期間中の労働力状態によって「労働力」に含まれる人は、ここにいう「通学者」とはならない。

なお、全市及び各区の昼間人口を算出する場合の流動人口には15歳未満の通学者を含んでいるが、地域間の流動（府県との流動、特定市(区)町村間の流動など）をとらえる場合には、15歳未満の通学者を含まない。